山春駐在所だより
令和6年8月号

山はる春

編集発行
うきは警察署　山春駐在所
76－5110

飲酒運転撲滅に向けて

福岡県警察では、「飲酒運転は、絶対にしない！させない！許さない！そして見逃さない」を合言葉に飲酒運転の徹底的な検挙に向け、取締りを強化しています。

アルコールについての考え方

アルコールの分解に必要な時間の目安

ビールであれば	焼酎であれば	チューハイであれば	ワインであれば
500mL 1杯	水割り(5:5) 1杯	350mL 1本	200mL 1杯

いずれかを飲めば

4時間以上

（女性は5時間以上）

※体調や体質によっては、さらに時間がかかります。

～よくある間違い～

「一眠りしたから大丈夫・・・」

「風呂やサウナで汗を流したから大丈夫・・・」

No !!

①罰則　酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
　　酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

②行政処分（※処分の前歴及びその他累積点数がない場合）

酒酔い運転		35点	免許取消（欠格期間3年）
酒気帯び運転	0.25mg/L以上	25点	免許取消（欠格期間2年）
	0.25mg/L未満 0.15mg/L以上	13点	免許停止（90日）

場合によっては、欠格期間が**10年**にも！
例：酒酔い運転をしていた者が、ひき逃げをした場合

罰金や行政処分のほか、**逮捕、失業、家庭崩壊**も・・・

～山春管内事件・事故発生状況～

令和6年事件・事故発生状況　1月1日～7月15日

	発生件数	前年比
盗難事件	4	＋3
人身事故	1	－4

人身事故は、交差点やその周辺で発生しています。
交差点内での他の車の動きに十分注意し、かもしれない運転を心掛けましょう。

山春駐在所日誌

７月４日に山春小学校で開催された交通安全教室に講師として参加しました。
交通教室に参加したみなさん、自転車の乗り方や道路の歩き方などを勉強しましたね。
勉強した交通ルールを守って、事故に遭わないようにしましょう。

～「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」～